

【お知らせ】 電話による診察、処方について

2023/06/17

新型コロナウイルスの蔓延防止の観点から、臨時的な措置として、電話診察により薬の処方を行うことが許可されておりましたが、令和5年5月8日以降新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴い、この臨時的取扱いについても令和5年7月31日をもって終了する旨、厚生労働省より通知が出ています。

現在、患者さんが新型コロナウイルスに感染してしまった時や、発熱などの症状がある時には、電話にて診察を行い処方薬をご自宅まで郵送する対応をしておりますが、令和5年8月1日以降は薬を郵送する事は出来なくなります。

薬が必要な方は来院いただき、通常の外来診療（対面診療）を行い、薬をお渡しすることとなりますので、ご承知おきください。

その際、患者さんの症状により、別室での待機や別室での診察をお願いする事があります。

以上、何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。